第12部 放射線治療

MOO1 体外照射

現 行	改正		
3 強度変調放射線治療 (IMRT) 3,000 点 (追加)	3 強度変調放射線治療 (IMRT) 3,000 点 注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合		
	しているものとして地方厚生局長等に届け出		
	た保険医療機関において、1回の線量が2.5G y 以上の前立腺照射を行った場合は、1回線量		
	増加加算として、1,000 点を所定点数に加算す		
	a.		
注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し	(削除)		
ているものとして地方厚生局長等に届け出た保			
険医療機関において、1回の線量が2.5Gy以上			
の前立腺照射を行った場合は、1回線量増加加算			
として、1,000 点を所定点数に加算する。			

M004 密封小線源治療(一連につき)

現 行	改正		
2 腔内照射	2 腔内照射		
イ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は新	イ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は新		
型コバルト小線源治療装置を用いた場合	型コバルト小線源治療装置を用いた場合		
10,000 点	12,000 点		
注8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し	注8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し		
ているものとして地方厚生局長等に届け出た保	ているものとして地方厚生局長等に届け出た保		
険医療機関において、放射線治療を専ら担当する	険医療機関において、放射線治療を専ら担当する		
常勤の医師が画像誘導密封小線源治療(IGB 常勤の医師が画像誘導密封小線源治療(I			
T)(2のイに係るものに限る。)を行った場合に	易合に T)(2のイに係るものに限る。)を行った場合に		
は、画像誘導密封小線源治療加算として、一連に	は、画像誘導密封小線源治療加算として、一連に		
つき300点を所定点数に加算する。	つき 1,200 点を所定点数に加算する。		

180017010	密封小線源治療(腔内照射)(高線量率イリジウム照射)	12,000 点
180032110	密封小線源治療(腔内照射)(新型コバルト小線源治療装置)	12,000 点
180047170	画像誘導密封小線源治療加算	1, 200 点